

海外工事の物価調整金仲裁判断からの一考

前田建設土木本部台湾出張所 フェロー会員 ○酒井 照夫
台北地下鉄松山線 590A 工区 顧問 非会員 税所 陽一

1. はじめに

¹⁾ 台湾南部地下鉄工事において、営業運転開始から 4 年半が経過しているが、物価調整金が未払いとなっている。この争議は既に仲裁に進んでいたが、昨年 2012 年 7 月 9 日に仲裁判断が出た。ここではその仲裁判断の概要と特徴的な判断と思われる部分を紹介する。海外工事の争議解決戦略の参考になれば有りがたい。

2. 物価調整金仲裁の背景と支払い条件

紹介するプロジェクトは、発注者が台湾南部○○政府で元請はBOT会社、そして施工業者はBOT会社と設計施工の契約を結んで工事を進めるという請負形態である。工事は 2001 年 10 月に工事着工して以来、契約に基づき、施主(○○政府)はBOT会社に 2007 年 10 月(当初完工工期)までの物価調整金の支払いを実施していた。しかし 2007 年 11 月以降の物価調整金は、○○政府が工期延伸を認めていないため BOT 会社への支払いを止めている。仲裁争議は BOT 会社と○○政府との間で実施されているものであり、対象金額は 2007 年 11 月から 2008 年 10 月までの一年間のみで約 72 億元に達している。その後工事終了までの訳 1 年間の金額はさらに約 30 億元であるが今回の仲裁は、この 72 億元の範囲まででとなっている。なお BOT 会社が物価調整金を受領出来れば請負会社も一定の率で受け取れるという構図である。

物価調整金の支払いは、BOT 会社と○○政府の契約では「建設工期内に工事を完成しない場合、工期外の出来高に対する物価調整は行わない。ただし甲方(○○政府)の同意により工期延長されるものはこの限りではない。」となっている。したがって、物価調整金の支払い条件は、工期の延伸が認められることである。

3. 仲裁判断の概要

(1) 結論とその理由

仲裁判断は、「仲裁人は工期延伸を認めず、契約別条項に定められている「衡平原則」により物価調整金の給付金額を決定する。○○政府は BOT 会社に約 10 億元を支払う事、金利は判決日を起算日として年 5 %である」という結論である。なお、仲裁人は判断理由を次の通り説明している。

「建設工事中において工事の進行に影響する項目は 50 件もあった。その事実により、施工業者は“フロート”の運用にあたって影響いる。“フロート(Float)”とは“総フロート(Total Float)”の略である。この“Total Float”とは、各作業国木の“クリティカルパス法(Critical Path Method, CPM)の計算後に全体工期に影響を与えない条件の下で、一つの作業項目の余裕時間のことである。つまり一つの作業項目の“Float”が無くなるまで使っても、同工事の工期に影響を与えないものである。P3 工程表とは、請負者が計画した作業項目と施工手順を示したものであり、“Float”は P3 工程表により生じたものであるため、“Float”の使用権は請負者にあると考えるのが一般的である。それは請負者の施工に対する一つの作業項目に対する余裕であり、施工が順調に進められない場合、またはその他の手順の変更に対する工期の調整が出来るためのものである。したがって、施主が設計の変更、追加等により“Float”を使った場合、プロジェクトの工期に影響は与えなくても、請負者の施工段取りにとって不利な影響を与えた事になると判断すべきである。それゆえに契約において双方の当事者が“衡平原則”の適用に合意しているため、当仲裁法廷は、この物価調整金争議案件における物価調整金の争議に対し“衡平原則”に基づき金額の判断をするものとする。」

キーワード 海外工事, 争議, 仲裁, 物価調整金, P3 工程表, フロート, 衡平原則

連絡先 前田建設台北出張所 台北市大同区重慶北路 1 段 1 - 1 号 4F tel. 02-2558-6380 ex. 1101

(2) 工期延伸を認めない理由

仲裁人は基本的に建設工事では工期の延長は出来るが、その理由は以下の3点のみであるとしている。

- ① ○○政府による作業用地引き渡しの遅れ
- ② 作業範囲の変更
- ③ 不可抗力あるいは除外事情

そして、今回の争議で取り上げられている50件の工期延伸に影響をあたえている案件に対し、工期延伸を認めない理由は以下の通りに分類されるとしている。

- ① 案件は工期延伸理由であるが、案件自体が全体工期に対し影響を与えていない。
- ② 案件は工期に影響を与えていないが、出来高請求のマイルストーンに対し影響を与えている。
- ③ 案件は本体工事に関係ない、既に変更金額が支払われている。
- ④ 案件は施工ミスによるものであり、不可抗力阿水は除外事情として主張出来ない。
- ⑤ 案件は工期に影響を与えているが、BOT会社自体の責任である。
- ⑥ 案件は既に契約にて施工リスクとして請負者の責任となっている。
- ⑦ 案件は不可抗力であるが、もともとBOT会社が考慮すべき範囲である。
- ⑧ 案件はBOT会社の説明不足、出来高の請求もしていない。

(3) その後の経緯

かくして、工期6年を超える地下鉄工事において、一日の工期延伸もみとめないという前代未聞の仲裁判決が下され、すずめの涙ほどの金額にて第一回目の物価調整金争議は決着した。そしてBOT会社はこの仲裁判断の無効性を申し立てる理由がないとしてこの判断を受け入れた。一方○○政府はこの仲裁はそもそも仲裁に進む手順に問題があったとして、約1ヶ月後8月6日に「仲裁取り消し訴訟」提起した。第一回公判は本年2013年1月8日に開廷されている。当然BOT会社は請負業者への支払いを行っておらず、支払いはこの訴訟の三審以降となり、さらに○○政府が予算措置をしてからになるとの事で、早くても2年以降になろうと考えられる。我々請負者は、BOT会社に対し強制執行してほしい旨の通知、第2回目の物価調整金争議を早期に仲裁に進んでほしい旨の通知をしている。

4. まとめ

今回の仲裁から以下の知見は以下のとおりである。

- ① "Float" の使用権は請負者にある。

一般工事の契約では、Float 使用は早い物勝ちと理解されている事が多いが、この仲裁結果から言える事は、施主の図面遅れがあった場合 float 内であっても、請負業者はEOTを請求出来ることを示している。

- ② 衡平原則による判断²⁾であった。

甲乙が「衡平原則」に合意している場合、法的判決は「衡平原則」に基づいて良い。「衡平原則」とは、関連するあらゆる事情を考慮して、法の適用を排除してでも各当事者が納得いく解決を目指すものである。ほとんどの国はこの考え方を批准している。

- ③ 争議解決への時間の浪費に注意。

海外の争議は一般的に法的解決手法によることが多いが、一般に時間が延びる事は請負者(企業)には不利になる場合が多い。したがって、請負側はその戦略にはまらない様に注意が必要である。

参考文献

1)第67回年次学術講演会、2)ウィキペディア

以上